

質 問 回 答 書

令和8年6月16日

件 名 8波崎海老台地内配水管更新工事測量設計業務委託

番 号	図面番号等	質 問	回 答
1	本案件について	積算上の単価適用年月をご教示いただけますでしょうか。	令和8年5月の単価を適用しております。
2	第1号内訳書測量調査の「安全費 地域：都市近郊」について	積算上の算定対象額となる項目は「安全費以外の直接測量費全額(第A-1号代価表「作業計画」～第A-7号代価表「現地測量」の合計額)」という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	第1号内訳書測量調査の「諸経費」について	積算上の算定対象額となる項目は「測量業務の直接測量費全額(業務委託料内訳書の第A-1号代価表「作業計画」～「安全費」の合計額)」として計上されていますでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	第1号内訳書測量調査について	「旅費交通費」は諸経費に含まれるため、別途計上はしないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

件 名 8波崎海老台地内配水管更新工事測量設計業務委託

番 号	図面番号等	質 問	回 答
5	第2号内訳書配水管設計の「印刷製本費」について	「電子成果品作成費を含む」とありますが、率計上されている場合、積算上の区分は、「概略、予備、詳細」の率を採用されていると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	質問番号5について	率計上されている場合、算定対象は直接人件費全てを対象としていると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	質問番号5について	率計上されていない場合、積算上計上された「単価の引用図書(書籍名、頁数、図書上の項目名)」、「割引等の補正率」を全てご教示いただけますでしょうか。	率計上されております。
8	第2号内訳書配水管設計のその他原価の算定対象について	直接人件費全てを対象としていると考えてよろしいでしょうか。対象外の項目がありましたら全てご教示ください。	ご認識のとおりです。
9	第2号内訳書配水管設計の一般管理費等について	積算上、算定対象外となる項目がある場合、その項目名を全てご教示いただけますでしょうか。	対象外となる項目はありません。

件 名 8波崎海老台地内配水管更新工事測量設計業務委託

番 号	図面番号等	質 問	回 答
10	第2号内訳書配水管設計の第B-2号代価表「布設替詳細設計φ75mm」の「報告書作成」について	積算上、基準補正率「0.378」の補正対象でしょうか。	「茨城県土木部 積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」に則り、補正項目の中で対象となる項目のみが対象となっています。
11	第2号内訳書配水管設計の第B-3号代価表「新設詳細設計φ100mm」の「報告書作成」について	積算上、基準補正率「0.38」の補正対象でしょうか。	「茨城県土木部 積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」に則り、補正項目の中で対象となる項目のみが対象となっています。
12	第1号内訳書測量調査の第A-2号代価表「現地踏査」～第A-7号代価表「現地測量」について	積算上、「国土交通省 設計業務等標準積算基準書および同(参考資料) 令和8年度 積算基準・標準歩掛等改定内容」は適用されていないという認識でよろしいでしょうか。	「茨城県土木部 積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」に則っています。